

飼養衛生管理基準（鶏）が改正されました

令和2年10月1日より、改正された新たな飼養衛生管理基準（鶏）が施行されています（一部猶予期間あり）。

基準の確認および遵守をお願いします。

！改正のポイント

1 家畜の所有者の責務を新設

- 家畜の所有者が本基準に規定された取組を確実に実施するよう義務化

2 飼養衛生管理マニュアルの作成並びに従業員及び関係者への周知徹底を新設

- 農家ごとに必要な防疫体制の内容を示す「飼養衛生管理マニュアル」を作成（施行：R4年2月～）
農林水産省が公表しているマニュアルのひな形等を参考に、マニュアルを作成してください。

飼養衛生マニュアル 例

検索

3 衛生管理区域の考え方を明確化

- 衛生管理区域とそれ以外の区域を明確に区分，出入口の数を必要最低限とし，家畜，資材等の入出場の場所は可能な限りその境界に位置するよう設定

4 衛生管理区域での猫等の愛玩動物の持ち込み及び飼養禁止を新設

5 衛生管理区域における更衣及び車両の乗降の際の交差汚染防止措置を追加

- 衛生管理区域専用の衣服及び長靴について，着脱前と着脱後の保管場所をすのこ等で分離する，更衣の前後に利用する経路を一方通行とするなど，交差汚染を防止する措置が必要
- 衛生管理区域に車両を入れる場合に，当該農場専用のフロアマット等の使用により交差汚染を防止する措置が必要

6 飼料保管庫等への野鳥等の侵入防止措置を追加

- 家きん舎と同様に，飼料保管庫，堆肥舎，死体保管庫等に防鳥ネット（網目2cm以下）等を設置し，定期的に破損状況の確認・修繕をすること

7 衛生管理区域の整理整頓及び消毒の実施を新設

- 衛生管理区域内は，ねずみ等の野生動物の隠れられる場所をなくすとともに

8 衛生管理区域から搬出する物品の消毒等の実施を新設



飼養衛生管理基準の改正に伴い、 チェック表の内容が大幅に変わりました。

昨年までの飼養衛生管理基準の遵守状況のチェック表と比較して、項目数が増加しています。また、「いいえ」と回答した項目については、今後の改善方針の記載が必要です。

今回の提出は、変更後初めての自己点検ですので、わかる範囲で結構ですが、少なくとも「はい」「いいえ」で答えられるところについては、○をつけて提出していただきますよう、よろしくお願いします。

27 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒	
●衛生管理区域内は、ねずみ等の野生動物の隠れられる場所をなくしている。	はい ☒ いいえ ☐
●病原体が残存しないよう不要な資材等の処分、除草等を行うとともに、資材、機材等を整理整頓し、敷地を定期的に消毒している。	はい ☒ いいえ ☐
記入欄 雑草等の除草の頻度：年1回 半年に1回 ☒ 月1回 ☒ 週1回 その他（ ） 整理整頓されていない資材等の有無：あり ☒ なし ☒	記入例
記入欄（今後の改善方針）	
当てはまるところに○をつけ、必要事項を記載してください。	
家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）	
28 家きん舎等施設の清掃及び消毒	
●家きん舎その他の衛生管理区域内にある施設を飼養衛生管理マニュアルに基づき定期的に清掃及び消毒している。	はい ☐ いいえ ☒
記入欄（今後の改善方針）	
飼養衛生管理マニュアルを早急に整備し、マニュアルに基づき定期的に清掃・消毒をします。	
家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）	

ご不明な点がありましたら、家畜保健衛生所まで、お問い合わせください。

<連絡先>

西部家畜保健衛生所

吉野川庁舎：0883-24-2029

東みよし庁舎：0883-82-2397